

（仮称）静岡市手話言語条例骨子案に対する意見公募結果

- 1 募集期間 令和6年11月15日から令和6年12月16日まで
- 2 募集方法 郵便、ファクシミリ、担当課への持参、電子申請、手話動画の持参または郵便

3 募集結果

（1）意見提出者・意見数

99人（158件）

うち、手話による提出6人（手話動画2人、窓口での通訳4人）（7件）

（2）意見提出者の手話との関わり

手話との関わり	人数	割合
普段から手話を使う（自身の言葉として）	25人	25.3%
必要な時に手話を使う（支援者（通訳者等）として）	47人	47.5%
普段から手話を使ったことがない	7人	7.1%
その他	10人	10.1%
未回答	10人	10.1%
合計	99人	100.0%

（3）静岡市内において、手話を普段から目にする機会がありますか。（質問項目1）

	人数	割合	手話を目にする機会
ある	83人	83.8%	手話サークル等、自身又は家族がろう者 報道（ニュースや会見）、医療機関地域のイベント等、手話講座、仕事 等
ない	14人	14.1%	
未回答	2人	2.0%	
合計	99人	100.0%	

4 意見の反映結果及び意見内容

（1）意見の反映結果（合計158件）

反映状況	件数	割合
条例案に盛込済（既に条例案に盛り込み済みであるもの）	3件	1.9%
条例案に反映（意見を受けて、新たに条例案に反映したもの）	32件	20.3%
今後の運用で参考とする（今後、条例を運用していく中で参考とする意見）	117件	74.0%
その他（意見なし）	6件	3.8%

（2）意見内容（■項目2 （仮称）静岡市手話言語条例骨子案について、意見をお聞かせください。） 同様の意見は、要約の上、まとめて記載。詳細は、別途、個票に記載。

全体に関する意見（16件）

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
1	3件	分かりやすい、 良い内容である。	この条例では、ろう者をはじめとした手話を必要とする全ての人々が、時間や場所を問わず、安心して自由に手話を使用できることを目指しています。 市民や事業者の方々とともに、手話を身近に感じることができるよう、より一層、手話への理解の促進に取り組んでまいります。			○	
2	2件	文章が長くて難しく 分かりづらい。	法令独特の言い回しもあり、難しく感じられることもあろうかと思えます。 市民の皆様が条例を読んだときに、十分に理解が深められるよう、条例の周知に努めていきます。			○	

全体に関する意見（16件） 前ページからの続き

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
3	2 件	条例制定により、ろう者が安心して暮らすことができるようになるという。	この条例では、ろう者をはじめとした手話を必要とする全ての人々が、時間や場所を問わず、安心して自由に手話を使用できることを目指しています。 市民や事業者の方々とともに、手話を身近に感じることができるよう、より一層、手話への理解の促進に取り組んでまいります。			○	
4	1 件	時期の記載について、和暦だけではなく、西暦も表記してほしい。	本市では、慣例として条例等の例規には和暦を採用していることから、和暦での表記とします。			○	
5	1 件	ろう者にとって手話が言語として認められることは非常に大切なことである。	この条例でも、手話が独自の体系を持った言語であることを広く分かりやすく表すために、前文において手話の性質を説明しています。 市民や事業者の方々とともに、手話を身近に感じることができるよう、様々な情報媒体を活用するなど、より一層、条例の周知を図っていきます。			○	
6	1 件	手話に関心を持つ人が増え、耳が聞こえない人とのコミュニケーションが広がっていくことを望む。	ご意見ありがとうございます。 これまで手話に触れたことがない人も含めて、多くの人々が手話を知る・学ぶことができるよう、手話への理解の促進や手話の普及に取り組んでまいります。			○	
7	1 件	多くの人に条例を知ってほしい。	この条例では、ろう者をはじめとした手話を必要とする全ての人々が、時間や場所を問わず、安心して自由に手話を使用できることを目指しています。 市民や事業者の方々とともに、手話を身近に感じることができるよう、より一層、手話への理解の促進に取り組んでまいります。			○	
8	1 件	手話への理解がさらに必要である。	ご意見ありがとうございます。 これまで手話に触れたことがない人も含めて、多くの人々が手話を知る・学ぶことができるよう、手話への理解の促進や手話の普及に取り組んでまいります。			○	
9	1 件	手話で話をしていても変な目で見られない社会になってほしい。	この条例では、ろう者をはじめとした手話を必要とする全ての人々が、時間や場所を問わず、安心して自由に手話を使用できることを目指しています。 市民や事業者の方々とともに、手話を身近に感じることができるよう、より一層、手話への理解の促進に取り組んでまいります。			○	

全体に関する意見（16件） 前ページからの続き

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
10	1 件	どこでも手話で話ができるようになると嬉しい。	この条例では、ろう者をはじめとした手話を必要とする全ての人々が、時間や場所を問わず、安心して自由に手話を使用できることを目指しています。 市民や事業者の方々とともに、手話を身近に感じることができるよう、より一層、手話への理解の促進に取り組んでまいります。			○	
11	2 件	条例が制定されることが嬉しい。	この条例では、ろう者をはじめとした手話を必要とする全ての人々が、時間や場所を問わず、安心して自由に手話を使用できることを目指しています。 市民や事業者の方々とともに、手話を身近に感じることができるよう、より一層、手話への理解の促進に取り組んでまいります。			○	

前文に関する意見（64件）

骨子案

- 手話は、手指だけではない体の動き、顔の表情等の複数の視覚的な情報を組み合わせた独自の語彙や文法体系からなっています。日常的に手話を使う市民（ろう者）が、意思疎通や情報伝達の手段として使用していますが、それにとどまらず、ろう者が思考を巡らせ、表現する際にも用いられています。
- 手話は、元来、ろう者への教育に用いられてきましたが、国際的に手話の使用の排除が進み、国内でも口話法（口の動きを見て言葉を読み取る方法）による教育が推し進められ、手話を自由に行うことが認められない時期がありました。
そうした中でも手話は大切に受け継がれ、平成 18 年には国際連合総会において、手話の使用を認める内容を盛り込んだ「障害者の権利に関する条約」が採択され、国内でも、平成 23 年に障害者基本法が改正され、手話が言語として位置付けられました。
- 一方、今なお、手話への理解が浸透していないことで、ろう者が手話の使用をためらうことがあり、このことは、ろう者にとって、自らの意思が尊重されないなどの不安につながっています。
- ろう者をはじめとした手話を必要とする全ての人々が、時間や場所を問わず、安心して自由に手話を使用できるようにするためには、地域社会において手話が言語であることの理解を高めていくことが重要です。
- 手話への理解を契機として、市民が多様な人々に対する理解を深め、互いに尊重し合う心を育み、全ての市民が安心して暮らすことができる本市となることを目指し、この条例を制定します

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
12	2 件	3 行目「日常的に手話を使う市民（ろう者）が、意思疎通や情報伝達の手段として使用しています」について、「手話は欠かせない言語」という表現に変更してほしい。	手話も欠かせない言語であると認識しています。 前文冒頭では、言語としての手話の使われ方について説明しており、言語全般が誰にとっても欠かせないものであるとの認識から、手話だけを欠かせないものとする表現はしていません。 なお、前文後段、目的、基本理念において、「手話が言語である」と明記しており、言語全般と同様に生活に欠かせないものとの意味も含んでいます。			○	

前文に関する意見（64 件） 前ページからの続き

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
13	1 件	4 行目「表現する際にも用いられています。」について、言語という視点に、ろう文化を盛り込んでほしい。	前文にある「ろう者が思考を巡らせ、表現する際に（手話を）用いる」ことは、文化を創造する一端となっていると認識しています。 手話を用い続けることで創造される生活上の文化は、その独自性も含めて尊重されるものと考えており、前文にはその意図も含まれています。			○	
14	3 件	5 行目「手話は、元来、ろう者への教育に用いられてきました」について、ろう者同士の日常コミュニケーションに使われていた事実もあるため、表現の見直しが必要である。	手話が、ろう者の教育とともに日常生活でも使われていたことを踏まえて、「教育にも用いられて」という表現に修正します。		○		
15	1 件	5 行目「手話は、元来、ろう者への教育に用いられてきました」について、教育の場所では用いられていない。	この条例の内容を検討する中で、手話が教育にも用いられてきたことが確認されたため、こうした表現としています。 ただし、教育にとどまらず日常生活でも用いられてきていることから、「教育にも用いられて」という表現に修正します。		○		
16	1 件	5 行目「手話は、元来、ろう者への教育に用いられてきましたが、国際的に手話の使用の排除が進み、国内でも口話法による教育が推し進められ、手話を自由に使うことが認められない時期がありました。」について、過去に手話を自由に使うことが認められない時期があったことが文章の最後に記載されているため、読む時に違和感がある。「過去にまたはかつては」を記載した方が良い。	この文節では、全体で、手話を自由に使うことが認められない時期があったことを表しています。 すべて過去のことになるなか、時系列として古い部分に「元来」と表記し、区別しています。			○	

前文に関する意見（64 件） 前ページからの続き

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
17	2 件	6 行目の口話法（口の動きを見て言葉を読み取る方法）の説明について、「読話」だけの説明となっているが、「発語」についても説明するべきである。	口話法には、読話だけでなく発語も含まれることから、「口の動きを見て言葉を読み取り、音声で発語する方法である口話法」に修正します。		○		
18	2 件	7 行目「手話を自由に使うことが認められない時期がありました。」について、 ・「自由」という表現を削除してほしい。 ・「手話を自由に使うことが認められない時期が長きにわたり続いた」という表現に変更してほしい。	明文化された言語として位置付けられたのは「障害者の権利に関する条約」（平成 18 年採択）であり、それ以前は、口話法による教育にみられるように、手話を学ぶことや使うことが否定されてきた状況にあったと認識しています。それをもって、「言語として認められなかった」という表現も考えられますが、より客観的に当時の状況表現した内容で記載しています。この文節では、制限された時期があったにもかかわらず、手話が大切に受け継がれてきたことを要点として表しています。			○	
19	24 件	8 行目の「平成 18 年には国際連合総会において、手話の使用を認める内容を盛り込んだ「障害者の権利に関する条約」が採択され」について、障害者の権利に関する条約第 2 条には、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」とあり、「手話を言語の一つとして認めた」ということを示している。「手話の使用を認める」ではなく、「手話を言語として認める」が適切である。	言語としての手話の記載について、国際的な合意文書である条約に明記されることは歴史的転換点であり、その説明をより丁寧に行うことは、前文の趣旨に合っていることから、次のように修正します。 「平成 18 年に国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約では、手話が言語の一つとして定義付けられ、「手話の使用を認め、及び促進すること」が、締約国がとる措置として明記されました。」		○		
20	1 件	12 行目「一方、今なお、手話への理解が浸透していないことで」について、主格をいれてほしい。	前文全体が、条例を制定するに至った経緯や趣旨にかかる社会全体のことを表しています。あえて表現するならば、主格は「社会」となると考えられますが、特定の一文にだけに記載することなく表現しています。			○	

前文に関する意見（64 件） 前ページからの続き

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
21	1 件	12行目「一方、今なお、手話への理解が浸透していないことで、ろう者が手話の使用をためらうことがあり、このことは、ろう者にとって、自らの意思が尊重されないなどの不安につながっています。」について、手話への理解が浸透していないことがさまざまな不便や問題を引き起こしているという内容に変更した方がよい。	意思疎通が双方向性であることから、手話を使用することができずに困るのは、ろう者に限りません。その上で、双方に不安に限らず不便さも伴っているという認識は、ご指摘のとおりと考えます。 そうしたなか、不便さに対しては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年施行）などにより、その解消に向けた法整備が進められているところです。そのため、この条例では、こうした法整備が進められてもなお残る課題として「不安」をとりあげて、安心して生活できる地域社会の実現を目指して制定しようとするものです。 さらに、条例を制定する上で一定の対象者を想定する必要があるものの、前文の最後にあるとおり、手話への理解を契機として、広く全ての市民が安心して暮らすことができる本市となることを目指して制定するものです。			○	
22	1 件	13行目「ろう者が手話の使用をためらうことがあり」について、ろう者が社会、世間の理解が不十分であったことで「ためらわれ」ていたのではないか。	手話の使用をためらうことや、それにより不安に感じる事となった要因が、手話への理解が浸透していない社会状況にあると認識しています。一方、結果として手話の使用をためらうのは、ろう者であるため、現状の表記としています。			○	
23	1 件	16行目「安心して手話を使用できる」について、「使用できる」から「使える」に表現を変更してほしい。	手話を使用しようとする人の能力を表す表現ではなく、使いたいときに使うことができるという趣旨の表現としてより分かりやすいと考え、「使用できる」としています。			○	
24	1 件	17行目の「地域において手話が言語であることの理解を高めていくことが重要」について、深めていくまたは広げていくという表現の方が、内容や他の部分の表現と合っている。	ご意見のとおり「理解を深めていく」といった表現が適切と思われるため、修正します。		○		
25	1 件	18行目の「手話への理解を契機として」について、「手話が言語である理解を契機として」に表現を変更してほしい。	手話について、意思疎通の手段に限らず、歴史的背景なども含めた広い理解を期待することから、「手話への理解」としています。			○	

前文に関する意見（64 件） 前ページからの続き

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
26	5 件	前文を含めた条例の周知が必要	この条例では、「手話は言語である」との認識に基づき、条例の目的や基本理念等を本則に定めています。 こうした条例を制定するに至った経緯や趣旨が分かるよう前文で説明し、誰にとっても条例の目的や基本理念等が理解しやすくなるようにしています。 今後とも、手話への理解が深まるよう、前文を含めた条例の周知に努めてまいります。			○	
27	6 件	分かりやすい、良い内容である。	この条例では、ろう者をはじめとした手話を必要とする全ての人々が、時間や場所を問わず、安心して自由に手話を使用できることを目指しています。 市民や事業者の方々とともに、手話を身近に感じることができるよう、より一層、手話への理解の促進に取り組んでまいります。			○	
28	1 件	分かりづらい。	法令独特の言い回しもあり、難しく感じられることもあろうかと思います。 市民の皆様が条例を読んだときに、十分に理解が深められるよう、条例の周知に努めていきます。			○	
29	3 件	冒頭に「手話が音声言語である、日本語とは異なる言語」であることを記載してほしい。	手話が言語であることは、「前文」後段、「目的」、「基本理念」において記載しています。 「前文」冒頭では、手話が独自の体系を持った言語であることを広く分かりやすく表すために、言語としての手話の性質や使われ方を説明しています。	○			
30	4 件	言語を奪われた背景の説明として、ミラノ会議で手話が排除されたことについて記載してほしい。	前文では、手話の歴史について分かりやすくするため、端的な記載にとどめています。今後、普及啓発をしていくにあたり、より詳しい歴史的経緯も踏まえた条例の周知に取り組んでまいります。			○	
31	1 件	手話を使用する、身につける、情報保障されることが、あたりまえの権利であることや、手話が「生きるために必要」であることをより踏み込んだ内容で示してほしい。	この条例の基盤をなす障害者基本法では、その基本理念として「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とし」と規定されています。手話を必要とする人の権利も、この基本理念に基づいて保障されるべきものと考えます。 その上で、市の条例として市の事務について規定することから、関係法令において市町村が担うこととされている事務である普及啓発や意思疎通支援に注目し、手話で意思疎通を図る権利を明記しています。 なお、施策を通じた権利保障は、この条例を含む関係法令等で総合的になされるもののため、各法令を所管する関係機関との連携のもとで施策を講じてまいります。			○	

前文に関する意見（64 件） 前ページからの続き

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
32	1 件	手話が使えないことがどれだけ大変かということを表現するために、不安という言葉だけではなく「生きづらさ」のような強くアピールする言葉があっても良い。	不安に限らず不便さも伴っているという認識は、ご指摘のとおりと考えます。 そうしたなか、不便さに対しては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和 4 年施行）などにより、その解消に向けた法整備が進められているところです。 そのため、この条例では、こうした法整備が進められてもなお残る課題として「不安」をとりあげて、安心して生活できる地域社会の実現を目指して制定しようとするものです。 なお、「生きづらさ」という表現は、その要因が多様であることから、対応する施策も広大になるため用いていません。			○	
33	1 件	ろう者や手話歴史について、社会の理解が不十分。 11月開催予定のデフリンピック等によりろう者に対する考え方が変わることも期待。 自身は、身近な場で、できることは何か探しながら活動続けたい。	この条例では、ろう者をはじめとした手話を必要とする全ての人々が、時間や場所を問わず、安心して自由に手話を使用できることを目指しています。 これまでに手話に関わりがない人も含めて、多くの人が手話に触れる機会をつくることができるよう、手話への理解の促進や手話の普及に取り組んでまいります。			○	

定義に関する意見（3 件）

骨子案

○ この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
34	1 件	ろう者の定義について、ろう者は耳が聞こえないことが前提であるが、聞こえる人を含める場合は手話者または手話言語者と表記するのが相応しい。 聞こえない人と聞こえる人を分けて表記をした方が良い。	ご指摘のとおり、混同を避けるため、「定義」においては「聴覚に障がいがある者のうち」と追記します。 なお、手話への理解を通じて、全ての市民が安心して暮らすことができる社会づくりに向けての施策の対象は、ろう者はもとより、その家族等も想定していることから、前文の一部条文については、「ろう者をはじめとした日常的に手話を使う市民」との表現といたします。			○	

定義に関する意見（3件） 前ページからの続き

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
35	1件	ろう者の定義の中に、難聴、中途失聴者問わず、コミュニケーションの一つとして、手話を必要とする人やこれから取得する必要がある人も入れていただきたい。	ろう者の「定義」においては、聴覚に障がいがある者の全てが手話を用いる訳ではないことから、解説においてその旨を説明しています。 一方、施策の対象は「ろう者をはじめとした日常的に手話を使う市民」を想定しており、聴覚機能のレベルや聴覚障がいに至る経緯は問うていません。 この条例における「定義」は前述の考えによりますが、この条例の「目的」は、ろう者はもとより、日常的に手話を使う全ての人々が安心して自由に手話を使用できるようにすることを目指しています。 施策を講じるにあたっては、手話利用者をはじめとした関係する方々の意見も聞きながら、市民や事業者の方々と共に取り組んでまいります。			○	
36	1件	定義が必要	ご意見ありがとうございます。 定義に対する意見は他にもあったこともあり、「聴覚に障がいがある者のうち」と追記することといたします。 なお、手話への理解を通じて、全ての市民が安心して暮らすことができる社会づくりに向けての施策の対象は、ろう者はもとより、その家族等も想定していることから、前文の一部条文については、「ろう者をはじめとした日常的に手話を使う市民」との表現といたします。			○	

基本理念に関する意見（1件）

骨子案
○ 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする全ての市民が、手話で意思疎通を図る権利を有することを前提とした上で、ろう者及びろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念として行わなければなりません。

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
37	1件	「手話を必要とする」という表現は、手話を必要としない市民には意思疎通を図る権利を有さなくてもよいと受け取れる。 手話の必要性の有無を状況で区別する必要はなく、全ての市民が自身の言語で意思疎通ができる社会になるように、主語を「全ての市民」に変えてほしい。	「全ての市民が自身の言語で意思疎通できるようになる社会」は、この条例が目指すものの一端を表していると考えます。その上で、手話に関する条例であることから、基本理念としてより具体的に理解できるよう「手話を必要とする」と記載しています。			○	

市民の役割に関する意見（１件）

骨子案

- 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための活動に参画し、又は協力するよう努めるものとします。

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
38	1 件	地域への理解やろう者との交流の場の創出	身近な地域においてろう者とろう者以外の人が交流することが、当たり前の社会になることを望んでいます。条例の制定や周知が、そうした社会の実現につながるよう取り組んでまいります。			○	

事業者の役割に関する意見（４件）

骨子案

- 事業者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための活動に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとします。

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
39	1 件	2行目の「ろう者が利用しやすいサービスの提供」について、ろう者は提供してもらう立場でないと思う。	一般的に、サービスの利用は対等な関係のうえで行われると考えます。対等な関係であることを前提に、手話を必要とすることでサービス利用のしづらさが生じないような取り組みを求める内容としています。			○	
40	1 件	職場における、簡単な手話の勉強会の開催により、ろう者への理解を深めるようにしてほしい。	この条例においては、事業者の役割を定めており、市を含む様々な主体が行う、手話への理解の促進及び手話の普及のための活動に協力するものとしています。より一層事業者が手話への理解を深めることができるよう、条例の周知に努めてまいります。			○	
41	1 件	県外から訪れるろう者に向けた支援を検討してほしい。	ご意見ありがとうございます。 現時点での取り組みや検討している取り組みは、条例骨子案の解説に記載しているとおりです。 静岡にお越しになる方にとっても、安心して手話を使うことができる地域となるよう、事業者の方々と共に取り組んでまいります。			○	
42	1 件	仕事において、採用後の対応に困ったときの相談窓口はあるのか。	まず初めの相談窓口として考えられるのは、採用先の人事部門等があげられます。採用先以外であれば、障がい者を理由として不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供がある場合は、障害者差別解消法に基づく相談窓口があります。 さらに、より広く「困ったとき」に、どこにどのように相談すべきかといった段階から、同じろう者としての立場で相談対応する「聴覚障害者相談員」の設置も行っております。 なお、ろう者等を雇用する事業主が対応に困った場合は、障がい者雇用施策における相談窓口が考えられます。			○	

施策の推進に関する意見（56 件）

骨子案

市は、この条例の目的の実現のために、以下の施策を総合的かつ計画的に講ずるものとします。

- 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- 手話による情報の受信・発信及び手話による意思疎通がしやすい環境づくりに関する施策
- 手話による意思疎通を支援する体制の整備及び拡充に関する施策
- その他市長が必要と認める施策
- 市は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画において、上記の施策について定め、これを講ずるものとします。
- 市は、手話に関する施策の推進、実施状況の点検、見直しなどの際、ろう者及び手話通訳者その他の手話に関わる者の意見を聴くものとします。

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
43	8 件	財政上の措置規定の明記	この条例では、「施策を総合的かつ計画的に講ずる」とし、「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」において、目標年次や量的な目標値も定めていくこととしています。量的な目標値等を定めるにあたり、必要な財政措置の検討も伴うものと考えています。			○	
44	1 件	「その他市長が必要と認める施策」の表現の変更	この条例に基づき講じる施策は、「施策の推進」に掲げる 3 つを主に取り組むものとして規定しています。これらは、関係法令で市町村の役割として規定されているものが中心となりますが、これ以外に、この条例の目的達成のために必要な施策が生じた場合の根拠規定として設けられているものです。市が定める条例として市の事務について規定することから、市の事務を管理し執行する市長が認めるものとなります。			○	
45	1 件	施策の実施状況の公表に関する記載の追加	この条例に基づく施策は、障害者基本法に定める市町村障害者計画等（静岡市障がい者共生のまちづくり計画）に定めて、実施状況の点検・見直し等を行います。この計画は、法令に基づいて「静岡市施策推進協議会」において審議されることとなるなか、施策の実施状況も含めて会議録等は公表されます。			○	
46	1 件	ろう者及び関係者の意見を聴く機会の義務化	この条例に基づく施策は、障害者基本法に定める市町村障害者計画等（静岡市障がい者共生のまちづくり計画）に定めて、実施状況の点検や見直し等を行うこととしています。この計画の策定や変更にあたっては、障害者基本法に基づき、合議制の機関（静岡市障害者施策推進協議会）の意見を聴くことが義務付けられています。 一方、その前提として、ろう者や手話に関わる者の意見を聴く機会は、特定の会議体は想定しておらず、広く様々な意見を聴くために、例えば、関係者の自主勉強会等において意見を聴くなども含まれると考えています。意見を聴く形は多様であることが想定されることから、条例により義務化されていることを根拠とするのではなく、市民と市が意見を伝えやすい関係性を築いていくことも意図し、義務とする表現にしません。			○	

施策の推進に関する意見（56件）前ページからの続き

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
47	1件	・ 施策の実施状況を調査する専門委員会等の設置 ・ 施策へのろう者や市民の声の反映	現時点では、この条例を根拠として、調査等を実践する専門委員会の立ち上げは予定していません。 この条例で規定する内容は、基本理念や施策の柱であり、より具体的な取り組み等は、今後、ろう者や関係者などと意見交換しながら検討していくことになります。 施策を講ずるにあたっての意見交換を行うことも、一つの調査にあたるとも考えられます。条例制定の効果は、その指標設定も含め、意見交換を行っていく中で合意形成や調整していく部分もあると想定しています。			○	
48	1件	「当事者や関係者を含めた手話に関する施策推進協議の参画」の明記	施策を講ずるにあたり障がい者その他の関係者の意見を聴くことは、この条例の「施策の推進」において規定しています。 なお、この条文は、障害者権利条約を踏まえた障害者基本法第10条第2項の規定を反映したものでもあります。			○	
49	2件	市行事（主催・後援）への手話通訳者等の配置義務化	現在、本市では、手話通訳が必要になる場面に手話通訳者を派遣しています。 条例制定後も引き続き、必要な場面へ通訳者を派遣し、手話を必要とする人が安心して手話で意思疎通ができるよう、庁内全体に手話通訳者派遣及び手話通訳者設置制度の周知を行ってまいります。 併せて、手話通訳者等の人員に限りがあることから、その人材育成の取り組みを継続するとともに、有効に活用できるよう施策を講じてまいります。			○	
50	2件	条例制定後に、市は具体的に取る内容を知りたい。	この条例に基づき講じる施策は、「施策の推進」に掲げる3つの柱を予定しています。 具体的には、条例骨子案の解説にも記載しているとおり、啓発イベントの実施やリーフレット配布による手話への理解促進、手話通訳者の派遣等による意思疎通支援、手話教室等の実施による手話を身に付ける人の確保を検討しております。 今後も、手話利用者をはじめとした関係する方々の意見も聴きながら、市民や事業者の方々と共に、効果的な取り組みを講じてまいります。			○	
51	39件	※ 上記の他、具体的な取り組みの提案（本欄下に要約して記載）	ご意見ありがとうございます。 現時点での取り組みや検討している取り組みは、条例骨子案の解説に記載しているとおりです。 いただいたご意見は、いずれも、この条例が目的とする地域共生社会づくりに寄与するものと思われます。 今後、手話利用者をはじめとした関係する方々の意見も聞きながら、市民や事業者の方々と共に、効果的な取り組みを講じてまいります。			○	

施策の推進に関する意見（56 件）前ページからの続き

（市民から提案があった取り組みの概要）

- ・報道における手話通訳の導入
- ・災害等の緊急時の手話通訳体制整備
- ・ろう者とろう者以外が触れ合い、手話を学ぶ機会（学校教育や手話教室）の提供
- ・義務教育における道徳の授業に手話の教科を導入
- ・差別の解消
- ・ICT の活用
- ・手話への理解、普及
- ・手話を守るために教育場面や当事者活動の拡充
- ・焦点を絞った普及啓発（例 消防署・民生委員・町内・地区社協など）
- ・中途失聴者、難聴者、盲ろう者向けの手話教室の実施
- ・ろう教育の歴史などの啓発
- ・手話通訳者の正規職員採用
- ・乗り物の案内板や建物内に手話通訳画面を設置
- ・静岡市のコンテンツ(動物園、美術館、観光地、企業、プロスポーツチームなど)の有効活用
- ・公共機関での手話利用の促進
- ・視覚的情報が取得できる環境整備

委任に関する意見（1 件）

骨子案

○ この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

番号	件数	主な意見要旨	本市の考え	盛込済	反映	参考	その他
52	1 件	「この条例の施行に関し必要な事項は、」の後に「この条例施行後○か月以内に」を追記してほしい。	この規定は、この条例の施行に関して何らかの規定が必要となった際に、「規則」という法形式に委ねることを定めています。規則が定められる場合は、規則の内容に応じて、その規則において施行日が規定されます。現時点では、規則で定める必要がある事項はないため、期日を明記しないことと考えています。			○	

その他、障がい福祉など本条例以外に関する意見（6 件）

いただいたご意見と本市の考えについては、個票のとおりです。

未回答（6 件）